

あわら市一般文書用封筒における広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あわら市有料広告掲載等に関する要綱（平成20年あわら市告示第 号。以下「要綱」という。）第5条の規定により、市が印刷する一般文書用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の規格等について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する封筒と色彩)

第2条 広告を掲載する封筒の種類及び数量は、次のとおりとし、毎年6月に1年分を印刷するものとする。

- (1) 角1型封筒 4,000枚
- (2) 角2型封筒 16,000枚
- (3) 長3型封筒 70,000枚
- (4) 長40型封筒 6,000枚

2 広告の色彩は、市が定める単色とする。

(広告の規格、枠数及び掲載位置)

第3条 広告の規格及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 角1型封筒 縦12.0cm、横9.0cm 4枠
- (2) 角2型封筒 縦10.0cm、横8.0cm 4枠
- (3) 長3型封筒 縦5.0cm、横8.0cm 4枠
- (4) 長40型封筒 縦4.0cm、横7.0cm 4枠

2 広告掲載位置は、裏面とし、総務課長が指定する箇所とする。

(掲載申込みの受付)

第4条 広告を掲載しようとするものは、広告を掲載しようとする封筒ごとに、要綱第7条に規定する広告掲載等申込書に広告の版下案を添えて、当該封筒印刷日の2月前までに、市長に提出しなければならない。

2 同一の広告主が申し込むことのできる広告は、第2条第1項の封筒の種類ごとに1件とする。

(掲載の順位)

第5条 前条第1項の申込みが、第3条第1項の枠数を超えたときは、抽選その他適切な方法により掲載する広告を決定するものとする。

(広告の版下)

第 6 条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告料)

第 7 条 広告料は、1 枠当たり次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 角 1 型封筒 | 6,000 円 |
| (2) 角 2 型封筒 | 20,000 円 |
| (3) 長 3 型封筒 | 50,000 円 |
| (4) 長 40 型封筒 | 6,000 円 |

(その他)

第 8 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。